

神戸市消防長告示の制定に係る意見募集について

1 制定の目的と概要

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条第2項の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等として定められ、その火災予防に係る条例制定基準は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に規定されています。

この度、対象火気省令において、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大するとともに、火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備が行われます。

神戸市火災予防条例（昭和37年条例第6号。以下「条例」という。）においても、対象火気省令に合わせて改正します。

改正内容のうち、条例12条の2第1項第1号（※1）の「消防長が認める延焼を防止するための措置」について、は消防庁通知「改正火災予防条例（例）の運用について（通知）」（令和2年9月24日付け消防予第310号）において判断基準が示されており（※2）、当市にあっても同様の取り扱いとするよう検討しております。

※1 条例12条の2第1項第1号

急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

※2 次の1から5までを満たすもの。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

3 制定のスケジュール（予定）

- (1) 公布日 令和3年5月上旬
- (2) 施行日 公布の日